

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和6年7月24日(水) 10時00分～10時40分

【場 所】 堺市役所本館5階 人事課会議室

※Web会議形式で開催

【内 容】

案件	事案概要	答申結果
1	令和2年度に文書の供覧処理において、当時の係長が部下である担当職員に対して、何度も同様の修正指示を繰り返し、大きい声で厳しい指導を複数回行うなど、パワーハラスメントに該当する行為をした。	文書訓告
2	令和5年10月から令和6年3月までの間、同じ消防署に勤務する後輩職員に対して暴言や不適切な発言のパワーハラスメント行為を日常的に行っていた。	減給 10分の1 2月